

「循環器病対策基本法案（略称）」の修正案について

日本脳卒中者友の会

上記法案の正式な名称は「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他循環器病に係る対策に関する基本法案」です。

この法案は脳卒中も対象にしていますが、多数多様な循環器病全体を単純に一括しているため、また急性期や後遺症に対する重要対策が欠落しているため、このままでは国を挙げて脳卒中対策に取り組むための実効性に欠けています。

一方、この法案を「日本脳卒中学会」、「日本循環器学会」が公表した「脳卒中と循環器病克服5ヵ年計画」に沿って表現を修正し、必要な重要対策を補足すれば、脳卒中に対しても、循環器病に対しても実効性を確保出来ます。

以上により、私達「日本脳卒中者友の会」は、この法案の修正案として別紙の「脳卒中及び循環器病対策基本法案（略称）」をまとめ、実現を求めて行く事を決めました。また、現法案との対照表を作成しました。

ここでは、具体的な修正点を概ね法案の順に列挙し、簡単な説明を付けます。

なお、「循環器病対策基本法案（略称）」には、本年4月まで公表されていた案（未定稿）と、翌5月に政党等に提出された案があり、無視できない違いがあります。ここでは、未定稿の案を**旧法案**、5月からの案を**現法案**と呼びます。

対照表では、今回追加修正する内容を黒字に下線、旧法案の案文を復活追加する箇所を青字に下線で記してあります。

- 1 現法案の名称と目的にある「脳卒中、心臓病その他循環器病」を「脳卒中及び循環器病」とする。
- 2 現法案の各章、各条、各項の「循環器病」を「脳卒中及び循環器病」とする。
これには、「循環器病対策推進基本計画」等の名称中の「循環器病」も含む。
—以上は法案の実効性確保の根幹です—
- 3 「基本理念」に係る第2条第2項と、「医療福祉連携体制」に係る第17条の「福祉サービスの提供」の前に「日常生活の支援を含む」を加える。
—これは旧法案の復活で、後遺症者支援に不可欠な対策です—
- 4 「医療保険者の責務」に係る第5条に、「発症時の対処方法に関する知識の普及」を加える。
—これは「予防」の知識と同様に重要で、旧法案の復活です—
- 5 政府、都道府県の循環器病対策の「推進計画」の策定、見直しに係る第9条第7項、第11条第1項と第4項に、以下①,②を勘案する事を加える。
①救急患者搬送と受け入れの状況、②搬送先での治療開始の状況
—これは旧法案を復活し、②を加えたものです。救急搬送は厚生労働省と総務省両省が関与するため、基本法での記載が特に重要です—

- 6 「救急搬送」に係る第 13 条第 1 項に「搬送先での治療の迅速」を加える。
- 7 「医療機関の整備」に係る第 14 条第 1 項、第 2 項に、適切な医療提供の「迅速」を加える。
- 以上の「6」、「7」は急性期対応の核心です—
- 8 以下の条文中の「医療」を、「リハビリテーションを含む医療」と改める事が必要な箇所がある：①「医療福祉連携体制」に係る第 16 条、②「人材育成」に係る第 17 条、③「推進協議会」に係る第 20 条、第 21 条。
- リハビリテーションは「医療」に含まれますが、条文によって「リハビリテーション」を明示する必要があります—
- 9 「患者家族等に対する相談支援」を第 16 条として加え、条文は旧法案の内容とする。（これにより、これ以降の条文の番号には 1 を加える。）
- これは、旧法案第 16 条の復活です。現法案ではこの内容を「情報の収集と提供」に係る第 18 条に入れていますが、「相談支援」は情報の収集、提供だけに限定されない後遺症対策の重要課題です—
- 10 「情報の収集と提供」に係る第 18 条については、・第 1 項中の「患者等に対する相談支援」を第 16 条として別記し、「救急搬送、治療の状況、地域の医療体制等」に関する情報の収集提供を加える。
- ・第 2 項は、情報とその分析結果を保健医療等の質の向上に資する事とする。現法案の第 2 項は、第 3 項とする。
- 以上の追加部分は、現法案の第 2 項と同様、対策推進計画の策定と修正、その的確な実施に不可欠です—
- 11 「研究」に係る第 19 条で「患者の心身の機能の維持回復」を研究対象とする。
- これは広く切望されると共に、種々の可能性が見込まれる分野です—
- 12 第 20 条の「循環器病対策推進協議会」を「脳卒中及び循環器病対策推進協議会」とし、「脳卒中对策部会」及び「循環器病対策部会」を設ける。
- ・協議会の委員は 40 人以内、各部会の委員は 20 人以内とする。
- ・第 21 条の「都道府県循環器病対策推進協議会」の名称も同様に変更し、上記の 2 部会を設ける。
- これは、多様な循環器病に対する推進協議会の有効な機能に不可欠です—

法案末尾の「附則」及び「理由」については、以下の例外を除き条文中の「循環器病」を「脳卒中及び循環器病」とする。

- 1 附則第 2 条中の「循環器病」は変えない。
- 2 附則第 4 条の 17 の 5、及び理由第 1 行中の「脳卒中、心臓病その他循環器病」は「脳卒中及び循環器病」とする。